

妊娠・出産による入所に関する確認事項

糸満市長 宛

子ども・子育て支援法施行規則第8条3号に基づき、出産期間のみの保育施設利用に関し、出産予定日の2カ月前の月初日から出産日の3カ月後の月末日までの認定期間となることを確認します。

出産添付書類：	親子健康手帳の写し ※表紙・分娩予定日の分かるページ
出産予定日：	年 月 日
認定期間満了日：	年 月 日

児童名	生年月日	入所又は第1希望保育施設名	在園状況
	令和 年 月 日		在園 ・ 新規申込
	令和 年 月 日		在園 ・ 新規申込
	令和 年 月 日		在園 ・ 新規申込

※注意事項※

①出産予定月と実際の出産月に変更があった場合は、必ずお申し出ください。認定期間が変更となる場合があります。

②認定期間満了日以降も就労等を理由に継続利用する場合は、産後2か月後の末日までに保育の必要性が分かる書類（就労証明書等）をご提出ください。提出がない場合は退所となります。

③施設等利用給付の認定（新2号～新3号）を受けている児童につきまして、認定期間満了日以降も育児休業等を理由に認定を受ける場合は、産後2か月後の末日までに保育の必要性が分かる書類（育休中の就労証明書等）をご提出ください。提出がない場合は認定満了として実費での利用となります。

年 月 日

保護者氏名

※※保育こども園課記入欄※※

◆認定期間満了日以降も就労等を理由に継続利用・認定を受ける場合は、下記期日までに就労証明書等をご提出ください。

次回書類提出期限	：	年 月 日
----------	---	-------

児童名	年齢	生年月日
		・ ・

児童名	年齢	生年月日
		・ ・

児童名	年齢	生年月日
		・ ・